

## 令和5(2023)年度とちぎ HACCP 推進月間実施要領

### 1 趣 旨

食品等事業者自身による自主的な食品の安全確保に向けた取組を促進するため、HACCP 方式を取り入れた食品製造施設等における自主衛生管理認証制度を普及させることにより、食品製造施設等の衛生管理水準の向上及び安全で信頼できる食品供給体制の確立を図ることが重要であることから、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）において HACCP に沿った衛生管理の定着促進を施策のひとつとしている。

そこで、7月を「とちぎ HACCP 推進月間」と定め、健康福祉センターや認証機関等関係機関の協力を得ながら、消費者等に対し当該制度を周知し認知度向上に努めるとともに、食品等事業者等に対し認証取得を積極的に働きかけることにより、とちぎ HACCP 制度の更なる定着の促進を図るものとする。

### 2 主 催

栃木県保健福祉部生活衛生課

### 3 実施期間

令和5（2023）年7月1日から7月31日までの1か月間

### 4 実施内容

#### (1) とちぎ HACCP の広報（制度の認知度向上の取組）

- ① 県ホームページ「食の安全・安心インフォメーション」の活用
- ② 県内各地各種イベントを活用した広報
- ③ 認証機関、県庁内関係課、関係団体等の協力を得た広報活動

※別紙「栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎ HACCP）の広報活動」参照

#### (2) とちぎ HACCP 認証取得の促進

- ① 食品等事業者、給食施設等への個別説明の実施
- ② 健康福祉センター等での食品等事業者等に対する制度の広報
- ③ 認証機関、県庁内関係課等の協力による認証取得活動の推進

等